

食安輸発1016第1号
平成24年10月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

カナダ産牛肉（内臓を含む。）の取扱いについて

標記については、平成24年10月2日付け食安輸発1002第2号にて通知したところ
です。

今般、カナダ政府から、別添に示す衛生証明書の一部に対象製品（hanging
tender（とさつ日が本年8月22、23、24、27、28、31及び9月4日に限る。））が
含まれている旨の追加報告がなされました。

つきましては、上記通知と同様、別添に示す衛生証明書の貨物の輸入届出がな
された場合には、輸入者に対し、自主回収に応じて、積み戻し等の措置を講ずる
よう指導方お願いします。